

2026年度 TUMUG支援事業

「ベビーシッターおよび一時託児利用制度」利用に係る同意書

国立大学法人東北大学DEI推進センター長 殿

下記の各項目を確認・同意の上、2026年度のベビーシッターおよび一時託児利用支援制度（割引券コースまたはTUMUGコース）の利用を申請します。

記

（以下の内容を必ずご確認いただき、すべてのチェック欄にチェックの上、自署または記名押印にてPDF形式でご提出ください。）

1. 割引券コースおよびTUMUGコースの利用に際して

- **利用条件**：本支援がなければ本学での業務が困難な状況であること
- **利用時間帯**：本学での業務（研究・就学を含む）に従事する時間帯に限り利用すること（割引券コースの特例は除く）
- **利用時間照合**：教職員ユーザーの場合は、利用月の翌月5日までに出勤簿あるいは「労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の記録」を必ず提出し、利用時間との照合において適切な利用が確認できない場合は、過去に遡って全額返還すること。また、学生ユーザーに関しては、審査の段階で指導教員の署名入りの学業スケジュール記録などの提出を求められることがあること。
- **申込名義**：ベビーシッターの利用申込者は申請者本人に限ることとし、利用明細書等の宛名が「申請者本人の氏名」でない場合は、本制度の補助対象外とすること
- **併用の禁止**：同一日に「割引券コース」と「TUMUGコース」を併用しないこと
- **規定の遵守**：本制度の詳細な利用条件については、利用案内で事前に確認し、条件を満たした上で利用すること
- **申請の却下・取消**：提出書類に不備や虚偽がある場合や、規定に反する利用があった場合には申請の却下、または交付決定を取り消すこと
- **譲渡の禁止**：他者への権利（割引券含む）の譲渡や、申込者以外による利用は、いかなる理由があっても禁じられていること
- **問い合わせ窓口**：個人情報保護の観点から、事務局への連絡・問い合わせは申込者本人が行い、家族や知人からの連絡は原則不可であること
- **免責事項**：申込者個人の故意または過失により発生したトラブルや紛争等について、大学は一切の責任を負わないこと
- **DEI推進への協力**：本制度による補助を受けた場合、シンポジウムへの参加やアンケート回答など、本学のDEI推進に係る活動に可能な限り協力すること

2. 割引券コースの利用に際して

- **申込者資格**：申込者は、本学と雇用関係にある常勤教職員、または本学と雇用関係にあり文部科学省共済組合に加入している非常勤教職員であること

- **利用上限**：各家庭が利用できる割引券の上限は、月24枚、年間280枚であること
- **発行時期**：発行には、申し込みから業務日で7日程度かかるため、余裕をもって申請すること
- **割引対象**：家事代行のほか、交通費、会費、キャンセル料、保険等のサービス提供に付随する料金は割引対象には含まないこと
- **利用期間**：割引券は、指定された期間内に申込み、利用すること
- **保管義務**：ベビーシッター事業所が発行する「利用明細書等（利用日・時間帯がわかるもの）」「保育記録」は提出を依頼することがあるため、各自で5年間保管すること
- **交付制限**：予算や割引券の在庫数、および個人の未使用券の保有状況に応じて、交付枚数を制限することや交付を中断することがあること
- **遡及制限**：割引券は、2026年4月1日～5月15日の利用分を除いて、全国保育サービス協会が発行した発行日より以前に遡って利用することはできないこと
- **利用後の操作**：シッティング利用後は、スマートフォン等で速やかにシステムへの利用登録（利用済み操作）をすること
- **未使用券の返却**：利用予定のない割引券は、センターが指定する方法で速やかに返却手続きを行うこと
- **未使用券の自動回収**：使用予定日を過ぎた未使用の割引券はセンターの判断により自動的に回収され、回収後の補填はできないこと

3. TUMUGコースの利用に際して

- **申込者資格**：申込者は、全教職員（常勤・非常勤）、日本学術振興会特別研究員、大学院学生（博士後期3年、医・歯・薬学履修課程）のいずれかであり、かつ、やむを得ない事情により割引券コースを利用できないこと
- **事前申請の徹底**：利用前に必ず申請し、発行された「受付番号」を適切に保管すること
- **立替払い**：利用料金は一旦事業者へ全額を支払い、利用後に速やかに領収書を提出すること
- **補助額の上限**：補助額の上限は1日（回）4,600円であること
- **補助の制限**：期限内に領収書が提出された利用のみを補助の審査対象とし、予算の都合により補助額の減額、あるいは不支給となる場合があること
- **補助の対象外**：日常的な保育（月額制延長保育等）、学内保育施設の利用、家事代行、交通費、キャンセル料、会費と保険等は補助対象外であること

以上

記載されたすべての事項を確認し、相違なく遵守することを誓約いたします。

年 月 日

氏名（自署または記名押印）：
